

関西労災職業病No.15

関西労働者安全センター

1975.7.20 発行

大阪市北区菅原町59日レコビル2F 岩井会内

☎06・358・2583

郵便振替口座 大阪 315742

40円

宣言

初春陣中、総資本は労働者階級のあたり前の要求に對しても不忠を口実にして、厳しい攻撃をかけた。今、資本はその延命策に、巨大な国外への資本輸出と国内工場の合理化を進めようとしている。

業は工場を破壊させ、合理化し、文企業工場ではレイオフと合理化が続いている。この中で最もすばやく首切りされる労働者の中に、労災被災労働者もいる。健康な労働者にして、被害を受けている労働者にしろ、この首切合理化攻撃は断じて受けけるわけにはいかない。首切りされずに職場で働けたとしても、合理化によって労働密度は高まり、職場の安全管理は不サンになるため、これらの労働者も労災職業病になる可能性は今まで以上に高くなる。だから、今からの首切合理化はそれが少数人数の首切りであつても組合員全員が反対しなくてはならない。

雇合の闘いに反労災を

働けたとしても、合理化によって労働密度は高まり、職場の安全管理は不サンになるため、これらの労働者も労災職業病になる可能性は今まで以上に高くなる。だから、今からの首切合理化はそれが少数人数の首切りであつても組合員全員が反対しなくてはならない。

労災・職業病闘争は命と健康の闘いであつた。健康な体を失つてしまふ。だから決して引けない。ギリギリの闘いであつた。この闘いは一人は一人のため、万人は万人のため、思想を我々に教えた。一人仲間が殺され病気が

となつたら全員そうなることを認識しない限り、個人的問題として語られるだけで組合全体の問題とならなかつた。そのため、一人の労働者の労災問題の根本をみんなく理解しなければならなかつた。この極めて地道でありながら重い闘いで学んだものが、これから

となるであろう。決して取る事のみが闘いではない。取られようとする健康・命・生活への反撃も闘いである。我々は、この合理化攻撃の中でこそ、この考え方を忘れてはならない。

★合理化を許すな！
★一人の首切も許すな！

75春陣中以降、資本のかけこみによる首切りの攻撃の時の大きき力

特集

職場から蜂起する行政闘争

連日、徹夜の閉いに労基はダウン

▼6月5日の函労基闘争から南大阪を中心に大阪地域で連日とも言うべき労基闘争が閉い続けられていく。職場の安全衛生活動

の中から作り出された行政闘争は、いかなる弾圧にも一歩も引くことない閉いの強さを示した。局や署の反動的判断へは、徹夜の閉争

体制を堅持し、徹底的に閉い局を追いこんだ。この閉い人の労災認定を下させ、しかも大阪一帯に労災闘争の炎を燃やした閉いであった。

徹夜闘争で不当判定撤回

6月18日、大阪西片基署の周りに私服警官が張りこみ、全金発合同支部之。〇〇人動員の流小森ぶうわさのため警戒網をほった。大阪西片基署は、6月5日の全金・全老発との集団交渉で全金鋼管商事支部の故久川さんの隠卒中死と災害を

業務上と認定する様に努力すると約束したにもみかみわらず、約束の4日に業務外と認定した。怒った全金は18日の署闘争を繰り出し、ながら待った。この日50名ぐらいの労働者が参加し、故久川さんに対する不当な判断を糾弾した。

はじめ署は居直るだけだった。しかし厳しい抗議と徹夜を辞さない闘いの中で、署は調査内容とそれにもとづく判断と、業務外にした理由を発表した。その内容たるや、労働者の意見書や労働研医師の意見書を何一つ参考としていかなかった。それどころか、署の役人は別の医者に前日の13日、4時間ぐらいで

意見を聞いてもらい、労働研医師とまったく盛の意見書を書かせた。しかもそれは局の指導によってなされていた。こうした事実が暴露されたばかりか、調査の内容の不充分さが続々に発覚するや、追及の前に確認書の山から謝罪状の山へと移った。もう夜中の3時になろうとする頃労働者は次から次へと署へやってきました。南大阪の閉争拠点職場からの支援がななつていたので。署は恐れれた。この底力に対して、すでに労働者の言うとおりにしないではすまない状態にまで追いやられた。ついに署長らは「業務外に認定した事は誤りでした」と確認した。だが業務上にしては拒い、意見に対しては拒抗を続けた。が、次長

置されて死した。山野田村基署は企業の労災申請を「個人的判断」で労災にならぬと「だろ」と言い、労災申請させなかつた。そして「もちろん、全港湾沿岸南支部の調査と労災申請に対して山野田は業務外と判断した。全港湾と全国出稼組合は共同し、この不当な判定を糾弾した。

局はこの日、今までの差別労働行政を自己批判し、「前向きに、労災認定する方向でやり直す」と発言。さらに小委員会方式を提案してきた。この小委員会はいわゆるホヌ女であるが、この問題がスムーズに進むために、全港湾として同意した。

上組にじん肺法を適用せよ

上組分會では、分會

員2名の労働者の中にじん肺患者15名と被疑者3名が養生していた事が、分會の指定した医師タル（労働研）の健診によって発覚した。分會と支部は西労基署へじん肺認定の申請を行った。が、この向題について、局が「老

南さんの障害等級決定は不当だ

大阪金屬加工支部の南さんは、昭和48年9月から一〇ホンの騒音職場で働いていたため、著しい神経症状と難聴をおこした。昭和49年に全金は労災申請した。その間、企業（丸紅被占資本）は強制的に退職とどけを書かせ、不当解雇しようとした。

古市労基署は、労基法にもとづく行政指導を行うどころか、この

考労働者全体の肉體たどとなく、こよく我々の間に介入してきた。この日、全港湾の衛生課長は、じん肺法適用をする事、全労働者のじん肺健診をする事、15名の労働者の認定を急ぐ事を文書で確認した。

事実を見て見ぬふりしておきながら、今年2月、職業性難聴に關して、昨年の企業の言う職場難聴を口実に障害認定を行った。しかも、労災認定と同時に障害認定という何とも陳腐な話だった。南さんは、若療も休業も出来ない状態におかれた。しかも、この不当な判定を南大阪の労働者は糾弾しつづけた。

向の糾弾に介入しないと言いつつも、実質的に丸紅の肩をもつ事をした事に対し謝罪し、労働者の立場に立って行政処理してゆく事を確認し、局と労働者代表の小委員会を導いた。一応我々は局の提案をのんだ。その間、南さん自身や全金大阪金屬加工支部の労働者は最前列に出、被災者と当該組合を中心とする糾弾斗争を展開してきた。

南大阪の全金・全港湾の労働者もこの南さんの追及を、から力強く支援し、大阪金屬加工支部や全港湾沿岸南支部の出した肉争の資料ピラを読み、一つの肉いの本質を身体で学んだ。



30時間 岡田交でじん肺認定 (増録)

結核のみならず 怒り爆発する

6月23日の大衆交非
 局は上組労仲者の
 じん肺認定を行うと約
 半したにもかわららず
 翌日に上組分會Y
 代は単なる結核のみで
 じん肺ではないと言
 い出した。全港若者
 南支郎と支接の全金前
 仲者は26日急きよ大坂
 労基局へ向かった。し
 りも局は暴力資本上
 組にゆがむが「じん肺
 びはよく結核のみ」と
 通告したため、会社は
 こころをあげてきた。Y代
 に圧力をかけてきた。
 この不当なやり方を
 追及していく中で、局
 のやり方に大きな誤り
 があつた事が発覚した。

そのためついに「この
 認定は誤つていました
 」と謝罪文を書いた。
 しがし、一人の労仲者
 とその家族を一掃ない
 とし地獄の底へ突きお
 した罪は重いと、じん
 肺の認定を迫つた。

局のじん肺検査医は
 翌日東京で所打の学会
 があるからと言つて姿
 をくらましており、家
 にも不在との事であつ
 た。怒つた労仲者は「
 Yさんの認定がおりる
 まですらん。今からい
 ん肺検査医の所へ行こ
 と主義し徹底した攻防
 戦をくりひろげた。

夜中の攻防戦

全金、全港若の労仲
 者は夜中の12時になる
 や暴力でじん肺検査医

の所へ行き、門の近く
 に車をとめ、医者が出
 てくるまですゆりこみ
 をはじめた。

また安全センターと
 しても、取場環境も知
 らないで、レントゲン
 スルムを肩たけでじん
 肺でたい結核たけ
 びあるなどと言う医者
 は断固糾弾する」と信
 言し、産業界大阻止共
 闘も同様の宣言をした
 ところ、局は「お医者
 さんに逃げられたらか
 りりにくる人がいない
 んひす」と近きついで
 きた。そして何回とな
 く争論を提出した。あ
 げく、27日朝になつた
 ついに、整理4であるこ
 とを認めた。

取場斗争の原案

大坂労基局の正母は
 しまつて以来の徹夜争
 争は、取場においてし
 っかりと安全衛生の常
 働運動を続けてきた組
 合の力によつてなした
 げられたのである。こ
 れ取場こそ争いの確卓
 である。取場斗争を積
 み重ね、労働監督署を
 日常的に攻めあげた経
 験こそが局を圧倒しつ
 くした。しかも、被災
 労仲者が先頭に立つた
 からこそ局は逃げられ
 ばかつたのである。

夜を徹して 岡田交が

この日の徹夜争に
 は大坂地域合同労組植
 田マコトが分會も参加
 した。植田マコトが分
 會は二階の会議室で次
 長を相手に責任を追究
 しつづけた。

この二階会議室でも
又この中書に被控さ
せられた者先頭
に立って身を進め
次長のカンマリ成術を
粉砕して、次固交渉を
優約させ、関係者の
提出と関係者の出席を

拘束させた。
この内争には大東地
区の労働者が支塔に多
数参加した。五階の会
議室にも出がけ、上総
斗争の南大阪労働者と
交流した。また逆に全
金・全港労働者が二

階会議室に支塔に行
た。二階会議室と五階
会議室を、南大阪と大
東の労働者が行った。大
東たりして、夜中にな
った。燃え続け、交流会
は続いた。

植田マン人殺し行政を許すな！

20年前に中毒

患者はいた

植田マンガンはまじ
に昭和33年と列年にな
名の毒種マンガン中毒
患者を出した。恩徳専業
所であった。そのため
大阪府衛生局は大阪市大
公衆衛生部と協同して
に委託して昭和33年に
府下の他のマンガン特
業所と共にマンガン特
殊検査を便施した。そ

の結果毒種マンガン中
毒患者が4名発見され
その内の2名は植田マン
ガンの労働者であった。
この2名が現在の分會
長の植田氏と書記長の
長谷川氏である。この二
人は最近の企業交渉で
はいめて明らかな企業と
一緒に労働行政が企業と
産能マンガン中書患者
を相手にしてきたことが

富路山火認定

豊橋されたのである。
ここに労働行政に対す
る労働者の怒りが爆発
したのである。
また6月16日山口県
恩徳に対し恩徳氏の前
出認定を即行しよう
に要求すると共に、見
殺しにしてきた責任を
追及した。山口恩徳は
行政恩徳を謝罪せざる

局は居直る

とところが局の原次長
は、山口恩徳が局に対
し資料提出を要求する
のは越権行為であると
言って山口恩徳を業ム
命令を出したのである。
暴挙に出たのである。
これに労働者は激しく
怒り、原次長をとり回
み責任を追及し即刻回

交に屈せしめた。原次
 長は当初極めて信條時
 有の模範な態度で市仲
 者を見下し、おびくは
 ことではないしと景
 言を吐き市仲者の思ひ
 は頂戴に盡した。12年
 にも被控市仲者を放逐
 し見殺しにしてきた大
 阪市星屋の責任を一切
 反省しようとしないう
 次第に對し、市仲者は
 更に詰めより激しく追
 及し、交球は昨夜に及
 びた。当日は全港會上
 組合のいしん闘争の上
 た。局には全港會と全
 金の市仲者も多数詰め
 かけてあり、権田分會
 の斗いにも合流し共に
 局の責任を激しく追及
 した。深夜にわたる原
 次長はますます追いつ
 められ、やむを得ず、
 次めこんで時向濠多を
 し、遂には交球を拒否
 して市仲者を追いつ返

うとした。そのため市
 仲者の怒りはいつと高
 まり、最も重症のま
 こが中蓄になつてい
 る森川氏は、怒りを表
 現しようにもしやべら
 ない。この時、怒りごと
 ことも早を言ふことす
 らでまず、怒りとくや
 しさの余り全身を硬直
 させて倒れるところま
 までおいやられた。この
 機は激しい怒りと悲愴
 な交球を前に、原次長
 も遂に自己批判をし、
 確證書を言がざるを得
 なくなつたのである。
 この5時向に及ぶ激
 夜目交を、最重症の森
 川氏も含めて被控市仲
 者が先頭に立つて斗い
 たこと、の意は大きき
 被控市仲者が先頭に立
 ち、それを支援する市
 仲者が連続した斗いの
 力こそが、原次長を追
 いつめ、確證書を言が
 るを得なくさせたので
 ある。

6月26日の確證書に 對して7月4日に再度 市星屋交球が行われた この交球で8年信條の 経過が白日にさらされ た。そして局がマコ ン中蓄の疑いが極め て覆いために精密検査 が必要であるといふ者 が指した4名に對して さえ精密検査を行はず 本人に通知もせず、 留してきたといふ見殺 しの更奥が明確になつ た。しかも、企業に對 してはマリバイ的に改 善報告書を送付したに は

パンフ 東南アジア
 労働運動
 一見て書いて感した
 東南アジアの現状

けびその右の行政指導
 を全く行わなかつたこ
 とも明きらげられた。
 この更奥を前にして、
 自分達の危機で重症に
 迫りこんだ患者を目的
 あたりにして、局は平
 身批判して謝罪する以
 外の術をもたなかつた。
 それでもなお原次長は
 謝罪文を書かないと即
 き直つたが、局りの認
 んで得た後、権田マ
 コンが分會の市星屋斗
 争は、市仲者を叩り捨
 て企業に取ります。市
 行政の更奥をみますと
 こころなくさらけ出した。
 として市星屋に謝罪さ
 せたことは、今度の市
 仲斗争にも有利な影響
 を及ぼす大きな意義の
 ある斗いとするものが
 ひきたのである。

三合口同ビル

私報いで専任かくす

汚ない資本

去る3月6日、大正
区にある銅管商會で仲
く仲有久川氏が、銅
管商會の存続を存続内
に認んでいるのを、才
に後がら入って来た同
僚によつて発見され、急
人工呼吸を施され救急
室で病院に運ばれたが
今当のいかいなく死し
た。

当時銅管商會は久川
氏の新編する全金中組
に對して、昨年10月15
日以降一元的に同交拒
否を行ない、入荷を止
め、年未一時金の支払
いもせず、一七〇日に
わらつて不当な組織破
壞攻撃を続けていた。
この日、全金商會協青
年婦人部は、銅管商會

大正倉庫構内で發起集
会を組織、久川氏はこ
の集會の後片づけの後
入浴し死亡した。死後
解剖した結果、直接の
死の原因は動脈瘤破裂
によることも腹下出
血へ陥る中、と判
明した。資本はこ
れを、企業内でお
こつた災害ではあ
るが、単なる私病で
あるとして、葬式
にも責任ある者を
出席させず、葬祭
料も退取金から差
引く時、一片の
誠意すら見せず
それどころが、
何月もの同、前災
中評もせず、に放
つておいたのであつ

久川氏の脳卒中に 労災認定を勝ち取る

死因は借入金長時
向栄社の控取体制だ

前仲組合は、反とし

た主な原因は、入社し
た当時から死に至る
に至る休意な作業環境
と、りゆけ、その日は
と、りゆけ、その日は
と、りゆけ、その日は

資本の非人間的労働管
理を暴露し、遂に7月
と、りゆけ、その日は
と、りゆけ、その日は
と、りゆけ、その日は

は、この専員不足
も、この専員不足
も、この専員不足
も、この専員不足

前取、研究、共闘、各専
前取、研究、共闘、各専
前取、研究、共闘、各専
前取、研究、共闘、各専

三合口同ビル
三合口同ビル
三合口同ビル

三合口同ビル
三合口同ビル
三合口同ビル

三合口同ビル
三合口同ビル
三合口同ビル

騒音による冠不全は労災

7月8日、全金大阪
金鷹加工支部と全金港
合同支部・全港湾沿岸
南支部・建設支部の労
働者30名は古市労基署
へ申しかけた。

古市はこの日、6月
23日の労基局肉争の経
過を知って、障害等
級決定は職場騒音と関
係なく、神経症状、耳
鳴りがあったので大阪
労災病院耳鼻科伊藤医
師と相談して決定した
と言った。しかし、耳
鳴りが治らないという
事の判断は古市労基署
長が勝手にやったため
署長は、この障害等級
決定が誤っていた事を
認め謝罪文を書いた。
古市は、南さんを医
者にも見せず、また主
治医とも相談せず、署

長の独断で障害等級の
決定を行っていた。そ
のため、この日、安全セ
ンターで作った南さん
の冠不全・自律神経失
調症・耳鳴等の症状が
騒音障害によるもので
ある事を確認し、これ
までの南さんの治療と
休業補償を出す事を確

慢性腰痛を認定

大商連選分会の山本
さん・笠井さんはフォ
ックリフトの運転を昭
和44年頃からつづけて
腰痛にはなった。この腰
痛はひどいし、だいに悪
化して、ついに仕事か
できなくなるとなると悪
化し続けた。

認した。
今まで、騒音による
難聴は治療をまったく
認められていなく、た
か、この認定は、南さ
んの騒音による自律神
経失調症・耳鳴り等を
治療及び休業補償の対
象として認めた画期的
なものであった。
今後、難聴・騒音障
害に苦しむ労働者に大
きな助けみとなるだろ
う。

昨年10月に、全港湾
は安全センターと共に
労災申請の意見書を企
業に出したが、企業は
5月まで労基署に労災
申請の手続きもせず放
置してあった。
組合と安全センター
は企業を関西地方本部

に呼び出して困女し、
さうそく労災申請をさ
せた、しかし、今度は
西労基署と港湾病院が
慢性腰痛を認めたから
なかつた。組合は医者
と団立し労基肉争をつ
み重ねた。医者ははじ
め、専門的な言葉を使
って労働者をごまかさ
うとしたが、「こんな
もん、家にならなくてな
りますか、職場でな
たんだから労災ですよ」
と労働者に言われ、反
論の余地はなかつた。
西労基署は連日の激
しい労基肉争の圧力下
で7月5日、山本さん
7月7日、笠井さん両
氏の労災認定を下した。

紹介パンフ
怒りの炎を
燃やせ!
(200P)
全港湾建設支部
西成分会の胸い

8月中に認定を確約

7月10日、大阪労基局と全港考労南支部、全国出稼組合が神崎港選分会の故神川氏の死七受署について、女考を行つた。6月23日の局周争の時の確認事項におつての女考である。原処分署長の西野田、岸基署長と次長が出席し、すうすうしくも局の審査課へ責任を押しつけるのみで、不充分な審査にならわらず、業務外と認定した事は反省しようとしなかつた。そのため、出席した労働者はきびしく追及した。この交渉の中で、故神川氏が死した時企業が西野田署長と西野田署に相談したのを見解たが、これは併発にならぬといふと言われ

という労働の発言がテンプで公開された。またこの労働は「文句があつたら西野田、西野基へ行つてくれ」という発言もしてあり、うにかく企業を呼べ」と労働者に詰められるや、これ以上は口を出さぬとを恐れて署は企業を呼び出さなかつた。しかし、署のこの姿勢に局もまいってしまいついに、「この様な発言によつて企業主が併発でない」と判断し、併

発申請の手続がおくれな事を謝罪する」といふ内容の文書を取られ、8月17日、併発認定いたしました。認定に確認して終つた。しかし、この女考の中で、神崎港選分会の土井分会長への労働差別について、事実が明らかになつた。この不当な労働者差別と労働契約違反については、今まで労基は何も指導していかつた事が発覚し、今後、西野基内争でこの問題を追及する事を確認した。

労働争点日記

6月4日 西野基署
大阪事務総率の5名の發院認定

6月5日 西野基署

上組じん肺・塩田送
じん不全・鋼管商事
脳卒中死七・大商賤
薪向題で団交

6月17日 尼崎労基署
郵さん向題

6月14日 西野基署
塩田送分會南さんの
じん不全を併発認定

6月16日 守口労基署
植田マンカン分會・
マンカン中毒で団交

6月18日 西野基署
鋼管商事故久川氏の
不当判定抗議の徹底
団交・判定の白紙撤
回確認

6月19日 西野基署
上組安全ペトロール
上組向題で討論

6月23日 大阪労基局
上組Y氏の不当判定
へ抗議・徹夜30時間
団交でじん肺4型を
認定させる。
守口労基署及び局
植田マンカン分會に
対する行政指導
大阪労基局へ行き団
交、徹夜で向い次回

交渉の確認

6月30日 西岸基署

上組 鋼管商事・大
商各分会内題・昭和
運輸分会 阪幸中労災
で困る

7月1日 岸口労基署

植田マンカン分会行
政指導で困る

7月4日 大阪労基局

植田マンカン分会

7月5日 西岸基署

鋼管商事故久川氏の
脳卒中死亡を労災認
定・大商分会山本さ
んの慢性腰痛を認定

7月7日 西岸基署

大商分会 笠井さん 膝
痛認定

7月8日 古市労基署

大阪金屬加工南さん
騒音性自律神経失調

症・耳鳴り等を労災
保障適用確認

7月9日 大阪労基局

大阪金屬加工南さん
障害等級決定への不

服申立て取り下げ

7月10日 大阪労基局

神崎港運分会 故油川
さん死亡災害の労災
認定を8月中に行う

事を確認する。

7月15日 大阪労基局

上組じん肺内題で困
る

何故南に勝ったか

6月から7月にかけた労
基同争がこれほどまでに盛
上った理由は、一つ一つ
の認定同争を職場全体の成
果と見て取組んだ南の成
果と言つてよい。
例えれば塩田分会は、2
日に1回ぐらい分会が南さ
んの認定同争を独自に2ヶ
月間も闘いつづけた。この
原動力は、分会にとつて初
めての闘いだ。中途半端に
は出来ないという執行部
の決意があった。また、鋼
管商事の場合でも、大独占
日本鋼管、大阪金屬加工は
丸紅との同争の一環として
そして企業の対する武器と
なつてこられたのだ。

認定実績

月日	組合名	認定内容	人数
6.4	全金事務能率支部	頸肩腕障害	5
6.14	全港湾塩田送分会	じん不全	1
6.26	大阪地域合同労組 植田マンカン分会	マンカン中毒	1
6.27	全港湾 上組分会	じん肺管理4	1
7.5	全港湾 大商分会	慢性腰痛	2
7.5	全金 鋼管商事支部	脳卒中死亡	1
7.8	全金 大阪金屬加工 支部	騒音による自律 神経失調	1

行政は労働者の立場に立って 三河國通線の京都府長官の報告

- 7月8日に京都府夏局におしかけた。5月5日、6月4日に引き継いでのヨイである
- 1 井上油庄Hさんの労災保険打切り
 - 2 旧廃止釜山じん肺患者の健診
 - 3 新幹線トンネル内の退避所
 - 4 夜間通学生の通勤災害
- これらの問題が懸案となつていて、交渉をくり返しているのである。

新幹線トンネルは

7月8日は先ず新幹線の向題からはじまつた。前回の交渉で約束された視察の結果を報告させた。その際に「新幹線トンネルが完全な衛生状態に保たれるよう、反してけるか否かを明確に答弁するよう」に要求した。それに対し監督課長は「新幹線トンネルの通路は確かに危険である。だが現則に違反してけるとは即断できなかり」とあり、いな答弁。「国鉄当局に気がぬしとるから、反びといえないのだろ」と追及すると「但し書に可及的な余地のある場合退避所を設けなくともよい」とあり、新幹線トンネルはそれにあたる」と答へた。新幹線トンネル通路にはそんな余地は全くない。課長自身が視察の際に「怖くて通路にし

やがみこんだ」と言っているのだ。そして当局に気がぬした弱腰の答弁を厳しく糾弾した結果、ようやく行政指導の必要性を認め、労基局、国鉄当局、組合の三者会談で具体的な対策を追求する」とその際に「労基局としては、列車運行時の作業中止を指導する」と約束した。

20年向じん肺患者を慰ました責任をくれ!

新幹線に次いで旧廃止釜山労働者のじん肺問題に入った。府下の日吉町とその周辺の「二井」釜山で働いてきた労働者がじん肺にかかりながら20年間放置

されてきたのである。(本誌記事参照)そこで労基局に対し、監督指導を求め、じん肺患者を救済させた責任と患者を補償も行うす位置してきた責任を追究した。具体的な要求としては

- 1 旧廃止釜山労働者のじん肺健診を実施せよ
- 2 補償の基礎日額の算定をできるだけの有理由にせよ

との2点につき要求した。これに対して「現行の法律ではどうしやうもない」と全く自分たちの責任を認めない回答。これも糾弾の結果、健診は府とも相談して実施できるよう努力する。基礎日額は有理由算定を考える」と約束した。

労災保険打切りを許さないぞ!

前号で報告したように井上油任Hさんに対し今年の3月頃から労災の打ち切りを断絶した。打ち切りは交渉で「打ち切るつもりはない」と確認させた。ところが最近になつて過労死社にHさんに対するデマ攻撃の四書が載つたことばわかつた。そこでこの四書と労基局との話がつきにつけて再版した。

よくと驚くべき事象が判明したのである。それは「過労死社の四書」と、労働省に直接事業者から四書があり、労働省が動き、労基局に対して調査を命令してきた。そこで医者に對して事情を聞いた。一つのものがある。専業主や差出人不明の四書だけで労働省、労基局が被疑労働者の弾圧にのり出したというの

だ。これこそ労働行政の善悪の度。我々の鋭い追及にしろもどろしなからも「今後は医者に對し調査はしない。打ち切りは本人の了解なしに行わない」と約束した。

このHさんの件にしろ、新幹線、じん肺の件にしろ、労働行政が資本家に迎合したものであることがますます明らかになつた。今後

二重岡の園寺の現場から



京都では昨年より連続して労基局の調査を行つてくる。そのきつかけは新幹線のじん肺法適用とじん肺患者山口さんの遺族補償請求の件であつた。

京都では昨年より連続して労基局の調査を行つてくる。そのきつかけは新幹線のじん肺法適用とじん肺患者山口さんの遺族補償請求の件であつた。

は更にその責任を追及していかねばならぬ。そして「労働者の言う通りにする」労働行政にしていかねばならぬ。(河)

- である。そして労基局が「死因はじん肺」との2人の医師の意見をゆざと無視したことをまじり判明した。(詳細は本号記事「闘いの中から」参照)
- 1 この新幹線と山口さんの件で労基局の反労働者性は暴露され、労働者遺族の怒りが爆発し、局は窮地に立ち、その責任を認めざるをえなかつた。そこで画期的な「新幹線じん肺法適用」と「胃がん」じん肺死亡者の遺族補償が打ち取りられたのである。更に、その勢いで
 - 2 たて続けに
 - 3 じん肺患者の肺切除手術による右腕マヒに障害補償
 - 4 塗装労働者の脳卒中を業務上
 - 5 高温作業労働者の脳卒中を業務上
 - 6 機械労働者の下腿取

ヘルニアを業業として
7又ト申の交通手段を
通商途に災害に

8メツキ労働者の歯牙
飲食を業業として

9事務労働者のケイ腕
10電話交換手ののび痛
などの業務上誤害を4
月目の連続斗争で打ち
取ったのである。

その後、またぞろ今
年になつて、夜間通商
生の通商途に災害が下
井上河庄Hさんの労働
保険付切り第1など反
動的な動きをほかつ
てきた。この、再度前述
のような連続斗争がほ
じまったのである。

2年間の労働斗争の 経過と今後の方針

2年間の斗争を振り返り
通つて来て、労働者は
と進いこんで力は、順
次第労働者、遺族、現職
労働者の怒りのエネルギー
ギである。そして、
このエネルギーを組織

した活動、例えは新案
線労働者の職場での斗
い、じん肺患者同士の
地道なとりくみがあつ
たからである。

現在の連続斗争でそ
の傾向は、一層はつきり
と出てゐる。職場でし
つかりした取り組みが
行われ、行ける新案線、
井上河庄、患者を組織
し、前らが先頭に立つ
て闘つてゐる。じん肺患
者同士の闘争は、一歩一
歩前進してゐる。とこ
ろが本人も組合も十分
に取り組めていなければ
患者の闘争は、一歩も進
んでいられないのである。

また今ひとつ見逃せ
ない点はこの2年間の
斗争を振り返りて労働者、
患者が着意したところ
となつてきてゐること
であり、斗争の中で組
員の闘争熱と団結が熱
まつてゐることである。
この二つの点をしつ

かりとめさせ、其口は
今後の方針を立ててい
かねばならぬ。とし
てその方針は

1 認定一取組改善斗争
を、患者、安全担当
者、組合執行部だけ
でなく、職場労働者
全員の同意として取
組むからとりくまなけ
ればならぬ。

2 職場の斗争の中から
行政斗争を生み出し
また行政斗争を職場
の斗争に還元する

佐野出で

報告書

7月4日、東京に發
いて、全造船材佐野
白分会で、労働者代表
海外輸送調査会の委員
アジヤ労働調査会の報告
会を約2名の結集で開
催され、結つばい討論

といつものである。
この方針のもとに、
阪神トウワウ、加本で
新たに取組みが始
まされてゐる。

そして、監督署の責
任は監督署で、労基局
の責任は労基局にとら
せ、労働者のいふ通り
の行政を打ち取つてい
きたり。

こうした内いの流れ
として、最近労取の結
核化がすすんでゐる。

ななざられた。その中で
IHIのシヨロシ造船
所へシンガポールの
船長のようすと日本の
造船業界の成長のゲラ
フとの関連で抱えたり
、東洋アジヤの労働者の
労働実態、労働運動の
問題を踏まえて、分會
と下請労働者の問題が
討論され、分會の斗争
の今後の課題とされた。

大阪に二三の労資結集

全関西の労働者、医者研究者等、約一三〇の名を結集して、大阪病院にて「労資職業病と其の討論集會」が開催された。全港灣沿岸南支部、全金大阪連合同支部の諸斗争を始め、大阪地区、北摂、尼崎、京阪におよぶ全関西の斗いの報告と問題点の提起がなされ、約六時間におわたる熱心な報告討論が成功裡に行なわれた。

全港灣沿岸南支部からは、安全委員会を取り組みととの諸支部の斗い（塩田送、上組、昭和運輸、大商海運、神崎港運等）が報告され、労働運動としての労資職業病斗争の力強い推進が報告された。また全金港合同では、企業内結集を勝ちと、こゝの力を背景に、股関節炎、腰痛、膝炎の労資認定や線内障や中心性網膜炎の企業内保健、銅管商專の陥卒中の労資認定を迫る斗いなどが力強く報告された。岩井計算センターや中野から頸肩腕斗争で通信病院もロジエクトチーム管中一預有院認定基準新通達による資本、労基、医者一体となつた切り捨て圧殺体制下での困難な斗いが報告され、佐野安の氏のじん帯結核認定から、自分達の手による健診獲得の斗いの報告、植田マンガンの悲慘な

労資職業病に対する組合結成による斗いなどが報告され、北摂労資対抗からその斗いの現状と「我々の前ばかりでなく後にも敵がいる」という問題提起を受け、また尼崎からも下請けや未組織労働者の斗いへの取り組みからの肉體提起として、親会社の労組の敵対や監督の切り捨て政策に對する斗いの重要性が訴えられた。

報告の中で強調されたのは、一層の合理化、労働強化の中で労資源除去を目ざして斗うには、労働運動としての「労資職業病斗争」として、資本の本質に迫り、労基をゆめとする行政との熾烈な斗いが重要な課題となつて、こゝのことで藤田工業からの「建設業には私病はない」という提起のごとく、

「このようには、労働者の自立的斗いの進展に、もかかわらざる大阪を始めとする大阪の大学や病院の斗う部隊の結集は、不十分であり、労資研、安全センターへの

医師、衛生の組織化も、請さいているといえよ
 進める必要が早急に望まう。
 (松)

労働争いから労働争議へ

去る7月10日、京都

島九法律事務所の弁護
 工三名の労働争いの学
 習会を行った。この島
 九法律事務所は今年の
 5月、労働争い、労働
 運動の古家野村護士、
 市民運動、住民運動の
 小野村護士、裁判官出
 身の折田村護士の三名
 が集まって作られた。
 それぞれの山まこの取
 り組みは、固執意
 識も違ふが、このから
 はそれを見直しようとい
 一月一回程度の学習会
 を計画した。

その二回一回のテー
 ーは、労働争いと労働
 運動の区別について。
 折田(北野村護士)小
 野(東海労働会)全金

京都(宮入、森田)い
 し所風者同盟(河合)
 労働争いセンター(松
 發業者として参加した。
 宇山カノボコ、日本
 計算機、三豊、井原の
 組を引いて、労働争い
 は労働運動そのもので
 ある。いや従来の、賃

東京大学法学部

労働争いの労働運動を突
 破する、しいたけられ
 た労働者も復権を掛け
 資本家に負つて正面向か
 らなければならぬ。強
 く訴え
 られた。そして、五廷
 労働争いは、とうした労働
 運動のひとりの手段で
 あり、ひとつの武器で
 あり、組織を待たない
 労働者に、つては特に
 重要なる武器であるとい
 と認識された。
 労働争いからは、つどい

京都大学法学部センター
 の研究者が中心にな
 り、毎週月曜日夜8時
 から、完全センターの
 活動の中を行つた現場
 調査の報告や、労働争
 いの結実等の学習報告
 会がなされていく。

この学習会は、機械工学
 科折田助教を中心に
 して労働争いを中心
 に関心をもち、研究者の
 参加もあり、今年3月
 から十数回くりかえさ
 れてきた。
 この折田、学習会は、
 折田の現場調査の分析

だけ、新價をとるのでは
 なく、現場の実態と経
 営者の犯罪性をどい
 け社会的に明きらかに
 するのといふ姿勢でと
 りくんでいる。
 「五廷労働争いを今後も労
 働運動のなかにしつ
 かりと位置づけていき
 い。などの力強い発
 言があった。

島九法律事務所連絡先
 075-5222274
 中央区船場通島九ビル5階

結果や、高槻市バスの
 健康調査結果、大阪金
 属加工南さんの騒音障
 害と神経衰弱事例、さら
 に折田の打ちついで
 報告、佐野守の和心
 調査報告、写今まの
 ティンター活動の中心研
 究者の斗いとして、折
 田の折田の折田の折田
 連絡は京大完全センター
 へ。

産業界の必は消滅す

東京大倉全セニター

の叫び

先ず最初には、産業界の大設立準備は固く人々のマスタークラウドの職員会の中心度委員である東京大倉全セニターは5月、6月と長く続いた可成り騒動を、そして医学部を中心とする大衆的巨團の中を徐々に進歩を求めてきていふ。そして同時に早急の反動性がますます強めに學生の前に現れてきてゐる。

去る3月24日の労働者、學生との衝突の中で自らの「産業界大設立準備」を頓挫させられた

東京大倉全セニター

「産業界大設立準備」をめぐり、5月19日に至り、産業界にも医学部の職員に賛同せんとしたのである。我々はこれを許さず、断固たる態度を行つたのである。石は「産業界のじやまをやるな」と叫び、結局の救済への逃げ道みも医学部學生の「産業界大設立準備」に賛同せよ、というウラヌス決議によつてきたとしても、結局は6月13日の産業界大に賛同したことを自己批判せよ、2月3日の衝突で労働者學生を罵詈雑言したこと、自己批判

せよという文書による要求書を送りつけたのである。抱りつめられた石は「セニター」と医学部學生とを向と分断せんと企て、医学部學生のおもひと、説明会をアリバイ的に行おうとしたのであるが、徒勞に出る夏場に石は一切管えられなくなり、三たび備の詰みは産業界に終つたのである。

「産業界大設立準備」はもはや2つだけであり、それは素直に自己批判するか、それとも同業種力い復本に泣きつくかであつた。6月20日、彼は一通の「回書」を、そして「回書」は彼が後者の道を選んだことを示してゐた。それは「労働者大設立準備」の起る局面は産業界不足だ。

だから産業界大はいいものだ、という内容である。

石は粉砕されねばならぬ。我々は7月はじめに産業界大阻止委員会を組織した。産業界のみならず、全労働者、学生、市民、各界の完全な賛成を得て、石には復を許さず、大衆に賛同な一撃を加え、そしてその斗いの場を地獄劇場で進行して、労働者大設立法体解散の斗いとして、自発的に展開していかんとしている。我々はこの斗いを勝てば、労働者、市民との連帯を、斗いとして産業界大阻止の斗いを一歩一歩着実に押し進めていく決意である。

(東京大倉全セニター)

労働組合の合理化案

労務局長

模範導入を中心とする
 野政合理化、むしろ生
 以除中野では腰痛が激
 発している。青年部
 京大安全センターのマ
 ンゲートでは、割以上
 が腰痛の訴え。青年部
 を中心に公認認定、監
 理改善要求と取り組ん
 できたが、当局の抵抗
 ぶ対策は遅れてきた。

その原因が
 一従来、腰痛認定は災
 害性腰痛に限られ、
 認定後も配転で作業
 をこなさしめて、災害
 系に目を向けられな
 かったこと
 之、労務局長のとりよ
 の中に、当局の宣伝
 を不法言論、体質論
 がはびこって、
 職場からの組り組み
 が厚く、当局の協調

路線を打ち破る中、局
 ったことには、
 にあると反省して、陳
 理の立て直しをはかる
 ことになった。

そこで小笠原課長
 のまん性腰痛の認定を
 中心に強いが再出発し
 た。K君と監理の仲間
 ・組合と協同して意見
 書を作り、当局につま
 つけ、「腰痛の原因は
 合理化である」ことを
 認めさせる方針が決ま
 った。

この方針に従って、
 労務局長が行なわれ、去
 る5月25日から28日ま
 での4日間にわたって
 夜間の休けい時間を利
 用し、職場討論会を行
 われた。討論会では、
 まず京大安全センター
 が撮影したビデオテー

すで自分達の作業姿勢
 を観察した。その後、
 腰痛と作業との関連を
 話しあった。中には
 「若い者は鍛え方が正
 りん」と言う様も意見
 も出たが、多くの者は
 自分の体験から「中腰
 の姿勢がしんどい」「
 単純作業のくり返しが
 よくないのでは」「な
 の意見を出した。

Kくんは現在、この
 討論会を参考に意見書
 の原案を作っている。
 この原案をもう一度臨
 場討論会にかける予定
 である。

また、同時に併行し
 てKくんと青年部の時
 びかけで腰痛患者の
 組織が作られようとし
 ている。これは各々
 の職場に分散した、当
 局の攻撃と仲間の懸理
 解にうすもいっていた者
 達が団結して、
 1.治療を組織させる

2.腰痛者の仕ける職場
 に改善していく
 など、固いの先頭に立
 とうというものである。
 この組織委員会と臨
 場討論会の積み重ねで
 職場からの強い要望を
 上げ、当局の協調路線
 を打ち破り、認定と監
 理改善を勝ちとって、い
 くだろう。(河)

佐野安青婦部 と交流会

7月17日、安全セン
 ターは佐野安青婦部と
 初めての交流会をもつ
 た。15名余が参加し、
 センターならは安全セ
 ンターとしての安全セ
 争のとりえが、最近の
 活動報告をし、今会の
 安全斗争の現状をまく
 中、壁を今一歩つき破
 る運動をいかににつく
 ていくかが討論された。

尼崎 鄭さん裁判団の成立と交渉

7月17日、全金東野
 ヤル支部にて、尼崎
 労働者団全生対策会
 議主催の鄭(日田)さん
 裁判団交渉集會が
 開かれた。集會は対策
 部に加盟する労働者中
 心に31名の参加で、斗
 争の経過と今後の裁判
 の取組みについての報
 告の後、松本弁護士よ
 り、鄭さんの損害賠償
 請求、民事裁判の内容
 の説明がなされた。松
 本氏はその中で、特に
 労働団全生法を適用
 して元請の尼崎多量の
 責任をも追及すること
 を強調し、尼崎労働者
 健康評議會と新しく編
 成された全生対策会に
 部により行われべきに
 企業労基協交渉を今後
 も展開していく中で裁
 判斗争を行ってほしい

7月27日の第一回公
 判は、訴状、準備書面
 などの交換のみで、す
 か30分で終わったが、
 次回(9月12日)から
 は裁判官に、争点の内
 容がわかるよう、皆さ
 んとがんばる」と結ん
 だ。

この後、加盟労働者
 らのアツピールがあり
 「労働者交渉に参加し
 て、署のえげつなさが
 わかった。未組結労働
 者、在日朝鮮人労働者
 に連帯して労働就業斗
 争を地獄で闘いたい」
 「鄭さんの闘いから、
 私達は自分の会社内の
 未組結労働者の労働使
 業病の問題にも目を向
 け、労働者としても取組
 むようにしている」と
 報告された。

最後に、鄭さん
 から支那の曹請と交渉
 表明が行われ、拍手の
 うちに2時前半の集會
 を終えた。(高)

大阪で労働者の組織化 後援会が労働者よ 自から闘おう

大阪地獄で現在、京
 滋じん労働者同盟のオ
 ルグを受け、大阪地獄
 の被労労働者の組織化
 を、被労労働者の闘い

（高橋先生）南西労働者
 団全生でこりー専務系へ

全金東野を口向支部 日本労働者同盟

日本労働者同盟

日本労働者同盟

6月12日、全金東野
 同支部で全生斗争のた
 めの合議が開かれた。
 全金東野同支部では、
 釘宮博司、坂又川氏の職
 卒中死亡災害をはじめ
 数支部の労働就業病斗
 争に取組んでおり、こ
 れらの問題をスムース
 に進めるため、田中機
 根の福祉部長、徳森氏
 を中心に同支部を集
 り討論がなされた。

この日は職場斗争の
 報告と専務能率等の斗
 争の成果報告、更に、
 労働行政に対する斗争
 の方針について話し合
 りがなされた。

必帯とあらは病災不報會總會と
も会うし意見書を提出してもま
い、という積極的な協力を怠る
ことができた。
昭和四年五月に、審査會の集
めた資料をもとに審査が行われ
ると4人の意見も申も行われ
るとはる人まひ「業ム上」と認
める」と意見を表明、残る1名
は意見保留び大勢は「業ム上」
であった。(五日判明)

一部医師の權威で 事業をなごらざる

それにもかかれわらず、昭和四
年五月期口審査會は本件につい
て「業ム上死せ」と裁定、總務
と患者同盟に通告してきた。
この非難は裁定に対し總務と
患者同盟は大きな怒りを抱いた。
すいさま同盟加盟第幾等の常
者に広く呼びかけ、こゝままで
同盟が単独で交渉していったが、
多数の常病者と共に常務局入
りかけたのである。

当日常務局で同盟と總務から
至急を命じた常病者なカニカ
に怒り、常務局長、審査會に激
しく詰めよつた。一級、医師の
權威で、審査の主眼をすりわけ
て意見、考案の意見をしりわけ
て意見をぬきあげたことを糾弾さ
れるや、常務局は弁解のしや
もなく、常務局に告いひました。
に審査は病なぐらに、夫の死
土肥先生の意見がなげ無視され
たがと直した。
担当の審査會は只々うなはれ
認めるが中実審査會へ行つても
うらやみない」という局の言
せがれも希疎して、東京常務局
とこの責任をもつて裁定し直すこ
とを約束させた。

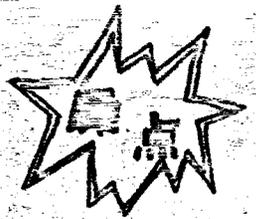
常務局と局の業務外 認定について

昭和四年の月10日付で東京常
務局はようやく山口さんの死を

を「業ム上」と認定し、東京
と認定審判の支給を決定した。
遺族は故人の死後4年にしてカ
ちとつた「業ム上」を病を病し
て同盟に報告してきた。
常病者の業ム上死は常病者
の統計でも84から一万人のほ
る。上ひあしが山口さんの様に
遺族の觀念も暗れはないままに
るされている人数はそれ以上にな
るほう。
業ム外と決定されてもくひ
てはほうない。我々同盟、患者
安全センターと共に、常務局
常務局の責任を迫りして業ム上
認定を断ちとらう。



「常病者の中からは、安全
り毎号掲載しては、安全セ
ニタの病いの中から得られた
ひとなつひとの成果を、より
凡な常病者のみならず、詳細に
報告して、我々常病者の間に
しつて、いって、もうようと思つて
ます。



南いから労働対作し

京滋労働対(率) 小城修一

京滋において労働対業戦争を
 とそれと戦って来た人々が、
 今工業的なる今までの様な事を
 何々にやっていたのは、多く
 の取崩し業者や、未組織の被災
 者とその家族の切実な要求に答
 えきれないばかりか、労働対業
 戦争のこれ以上の発展ものを
 めないと、京滋労働対業戦争対策
 会「率」を作った。活動を前
 進して、さらさら余の月日です。

組織づくりの重点は南に

組織を作るおかげで、幾々の目的
 ではないと、また組織は規約や何
 員体制をとらずに、専ら人を何
 人かの活動家と構成して、取崩
 の活動家をもとに毎月一回の全
 体総会を、取崩しにおける労働
 会、街頭ビラまき(月一回)は例

化)所基局、闘争、林隠紙の
 発行などを行なう。京滋にお
 ける労働対業戦争を、より拓く
 唯一の戦斗的な潮流を形成し
 つある。

役員や規約を上の力を求めて
 組織ができたと言ってみても、
 その組織が労働者や被災者の要
 求にいこうか、でもこたえらる
 のか、という事が問われるであら
 う。真にその要求にこたえられ
 る組織とは、何ぞしている労働
 者をも含めて、と言うよりも、
 その人達を中心にすえた活動家
 して、その要求を達し得るま
 までその人々と共に闘えるもの
 なければならぬ、と想っている。

労働対業戦争の南に

京滋においても各所で労働
 対業戦争がとれ、これ今までに

とりくまは、何であつて、この
 京滋に限らず、全国的な傾向
 として、今までの被災者の活動は、
 保障で始末して資本家は、
 金も積貯して、いながら、
 して、企業内積貯の要求が、
 〇〇万円と言った様に、
 毎年金額のみ、あつた、
 いる。我々もこの要求と、
 決して、隠すものではない。
 かんごとと資本家に、
 アを要求して、大きな金額の、
 を、闘いとらぬ、ば、
 が、とも、
 労働対業戦争と、
 扱とは、何も、
 にも、

もうひとつは、
 被災者の活動は、
 が中心になつて、
 専ら「率」の活動、
 てしまつて、
 ぶ、
 種類を出して、
 的に、
 まで、

安全センターの発展と反合労争の強化のために

夏期一時金カンパを訴える！

当労働者・医者・研究者・学生のみならず、日夜休 設立以来一年半、獲得だけでなく、獲らぬものへの闘い。みなく、職場・地域で奮闘のことと想います。 " 一歩もいけぬ闘い" としてやってきた労争を通じて、

インフレーションは慢性化し、労働者へのしめつけでこれ 労争こそが反合斗争の軸であると確信しているからです。 ところが、仲間の信頼と厚請がますます高まり、活動の輪

を乗り切らんとする資本の攻撃は、レイオフ・一時帰休・ かながるほどに、事務所維持費、機関誌発行費、専従活動費 首切り、果ては会社つぶしに組合つぶしと止まるどころを などの経費がたまり、会費や機関誌購読費の収入がおいづか

しりません。それも労災・職業病をもろにうけている高令 ない状態です。(累積赤字20万強。毎月不足分最低7万) 者、パート、臨時などの「弱者」をしめ出し、叩く者をぬ ところで、6月28日の運営委員会決定に基き、安全センター

らいうちにする(例えば三菱資本の全金寺内つぶし)とい ーの発展と、反合労争の強化のために、夏期一時金カン うえげつないものです。 パをみなさんに訴えます。インフレーションで生活はますます

また、産業界文にみられるように、医者を筆頭にありや 苦しくなっていることとは思いますが、何卒よろしくお願ひ する専門家を資本の走狗として労働者にけしめつける暴動も同 します。(なお、会員・購読者の増大に努力しておりますの

時にすすめられています。 で、その協力もあわせてお願いします。) しぬし、資本が教しい合理化攻撃をなけてきている今日

こそ、関西労働者安全センターは職場・地域の仲間と共に 反合労争斗争の先頭に立って闘おうと決意を固 関西労働者安全センター運営委員会 ぬ日夜がんばっています。というのは、私達は (大阪市北区椿葉町59、日シビル2F 岩井会気付 06・388・2500)